

議案第 36 号

建物明渡等請求事件に係る訴訟の和解について

令和 6 年 6 月 25 日議決に係る奈良地方裁判所に係争中の奈良地方裁判所令和 6 年（ワ）第 287 号建物明渡等請求事件について、別紙のとおり和解するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 23 日提出

天理市長 並 河 健

和解条項（案）

天理市を原告、[REDACTED]を被告として、原告及び被告は、原告の被告に対する市営住宅の明け渡し等請求事件（以下「本件」という。奈良地方裁判所令和6年（ワ）第287号建物明渡等請求事件）について、以下のとおり合意する。

- 1 原告及び被告は、被告が、令和6年2月3日、本件建物の入居資格を喪失したことを相互に確認する。
- 2 原告及び被告は、被告が原告に対し、令和8年6月30日、本件建物を明け渡したことを相互に確認する。
- 3 被告は、前項の明渡日時点で本件建物内及び本件建物敷地に残置された物の所有権を放棄し、原告はこれを自由に処分することができる。
- 4 被告は、原告に対し、解決金として、1,034,730円の支払義務があることを認める。
- 5 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和8年8月3日限り、別途原告が被告に対して発行する納付書により、原告が指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は被告の負担とする。
- 6 原告及び被告は、原告と被告との間には、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。